

書 評

# 『自動車保険契約における 利害調整の法理』

福田 弥夫 著

本書は、福田弥夫先生  
のライフワークである自  
動車保険研究の集大成と  
して、これまで公表され  
た数々の研究論文をまと  
めた論文集である。福田  
弥夫先生は、カリフォル  
ニア大学ハイステイング  
ス校での在外研究を契機  
に、アメリカ法を中心と

した比較法研究を丹念に  
続けられ、自動車保険分  
野において数々の重要な  
研究を発表された。とり  
わけ自賠責保険制度の発  
展や被害者救済の充実に  
寄与された功績は大き  
く、本年1月には、国土  
交通大臣より令和5年度  
交通文化賞が授与されて

いる。  
福田弥夫先生の40年を  
超える研究生活において  
自動車保険に関する研究  
論文だけでも枚挙にいと  
まがないが、本書にはそ  
問題」、第四部「交通事  
故被害者救済のあり方」  
に分けて、14本の論文が  
収録されている。

第一部「海外の自動車  
保険事情」は、カナダの  
ト制度の概要を紹介する  
が、高度に政治的課題と  
化した自動車保険制度を  
めぐる状況から、問題解  
決は容易でないとする。  
このような問題意識の下

で、第3章「アメリカ自  
動車保険の現状と課題」  
を中心に、では、カリ  
フォルニア州での不法行  
為法・自動車保険改革運  
動を概観したうえで、ノ  
ーフォーク州の普及に  
対するさまざまな課題を  
確認する。第4章「カリ  
フォルニア州自動車保険  
の混乱―低額自動車保  
険試行プログラムの現状  
と課題―」は、自動車保  
険の付保率の低さという

## 随所に被害者に寄り添う一貫した研究姿勢

の中から、第一部「海外  
の自動車保険事情」、第  
二部「海外保険スキーム  
の自賠責保険制度への応  
用に関する考察」、第三  
部「自賠責保険制度の諸

問題」、第四部「交通事  
故被害者救済のあり方」  
に分けて、14本の論文が  
収録されている。

問題の解決を目的として  
創設された、保険料の低  
額化のために対人賠償保  
険金の限度額を低く抑え  
る試行プログラムについ  
ての研究である。同プロ  
グラムは、日本の自賠責  
保険制度とは異なり、最  
低限の賠償資力を確保す  
るといふものでしかな

判例の検討とアメリカ法  
との若干の比較を中心  
に、では、従来の判例・  
下級審判例を丁寧に紹  
介し、アメリカ法と比較  
しつつ、特に運行支配の  
有無の判断基準を検討す  
る。第11章「交通事故被  
害者の損害賠償請求権と  
その差押え―最高裁平成  
12年3月9日判決を中心  
に―」では、自賠法3条  
に基づく損害賠償請求権  
と同法16条1項に基づく  
直接請求権の関係につい  
て、前者の請求権が差し  
押さえられ第三者に転付  
された場合には、直接請  
求権が差押禁止とされて  
いることとの関係で被害  
者の救済の問題が生じる  
ことを指摘し、同最高裁  
判決を批判的に論じてい  
る。第12章「自賠法15条  
請求と同法16条の3の支  
払基準」および第13章  
「自賠責保険支払基準の  
裁判所の拘束力」は、い  
ずれも自賠責保険の支払基  
準が裁判所の判断を拘束  
するかどうかという論点に関  
する判例研究である。最高  
裁の判断を正当としつつ  
も、自賠責保険の支払基  
準と裁判基準との違いに  
より問題が生じる可能性  
を示唆する。

【評者】  
遠山 聡 (専修大学法学部教授)

第三部「自賠責保険制  
度の諸問題」は、主に自  
賠責保険制度に関する判  
例研究をまとめたもので  
ある。第9章「運行供用  
者責任と他人性の証明責  
任」は、高松高裁平成13  
年10月22日判決に関する  
判例研究であり、他人性  
の立証責任の所在につ  
き、真偽不明の不利を被  
害者に負わせるべきで  
はないとの問題意識か  
ら、賠償義務者が他人性  
の立証責任を負うことの判  
断を正当と評価する。第  
10章「レンタカー業者の  
運行供用者責任―最近の

は、被害者が自己防衛型  
の保険に依存せざるを得  
ない状況があることを問  
題視するが、日本におい  
ても将来的には類似の問  
題が生じる可能性を示唆  
する。第5章「アメリカ  
自動車保険の現状と課  
題」では、アメリカ各州  
における被害者救済のた  
めの制度上の課題を提示  
するとともに、日本法へ  
の示唆として、詐欺的請  
求に対して厳格な姿勢を  
貫くことが重要であると  
する。

進等事業が自賠責保険の  
柱の一つとされたこと  
で、交通事故被害者の総  
合的な救済・保護の仕組  
みが作られたことを高く  
評価する。  
本書は、福田弥夫先生  
の自動車保険研究の総括  
ともいえる論文集であ  
り、自賠責保険をめぐる  
法制度の変遷、アメリカ  
やカナダの規制状況を俯  
瞰することができること  
はもちろん、自賠法の基  
本理念である被害者保護  
の精神に立脚し、常に交  
通事故被害者に寄り添う  
一貫した研究姿勢を随所  
にのぞかせる。被害者保  
護の実現に向けて真摯に  
研究に取り組む福田弥夫  
先生のお人柄を感じつ  
つ、保険法研究者として  
の生涯にわたる研究生活  
の足跡をたどることがで  
きる貴重な1冊である。  
(A5判/308頁、  
保険毎日新聞社刊、24年  
7月31日発行、税込35  
20円)



最近の  
運行供用者責任―最近の  
判例研究をまとめたもので  
ある。第9章「運行供用  
者責任と他人性の証明責  
任」は、高松高裁平成13  
年10月22日判決に関する  
判例研究であり、他人性  
の立証責任の所在につ  
き、真偽不明の不利を被  
害者に負わせるべきで  
はないとの問題意識か  
ら、賠償義務者が他人性  
の立証責任を負うことの判  
断を正当と評価する。第  
10章「レンタカー業者の  
運行供用者責任―最近の